

## 金融商品の時価開示に関する今後の検討の進め方（案）

### I. 金融商品専門委員会における検討への移行

金融商品の時価開示については、証券化の拡大等を背景に、現在は原価評価されている金融資産についても時価開示を求めるニーズがあることなどを踏まえて、実務面の論点もさることながら、理論面の基本的な論点を整理・検討することを目的として、学識経験者、監査人、財務諸表利用者を含むワーキング・グループを平成18年7月に設置し（第109回企業会計基準委員会）、本年9月から10月にかけて検討を進めてきた。

—— なお、「金融商品の時価開示」は、国際会計基準審議会（IASB）との会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの第3回会合（平成18年3月開催）において、検討テーマとして追加され、短期プロジェクトとして位置付けられている。

ワーキング・グループにおける検討を通じて金融商品の時価開示に係る主要論点についての理解が深まったことを踏まえて、今後は、金融商品専門委員会において、より幅広い関係者により実務面および理論面の検討を行うこととしてはどうか。

### II. 主な検討項目（案）

- ・ 金融商品の時価開示の必要性
  - 金融商品の時価情報（ストック情報）の有用性
  - 現行基準では時価評価対象外の金融資産・金融負債の時価開示が求められる理由
  - 非金融商品の時価評価との関係
  - 金融負債の時価開示を巡る論点
- ・ 時価を開示すべき金融商品の範囲
- ・ 金融商品の時価と合わせて開示すべき情報内容
- ・ 金融商品の時価の測定方法

### III. 作業計画（案）

現段階では、平成19年半ばに公開草案、平成19年末までに会計基準／適用指針を公表する計画としている。

以上

(参考)

### 金融商品の時価開示

企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、日本の会計基準と国際会計基準との差異を縮小することを目的とした共同プロジェクトを進めている。この共同プロジェクトの第3回会合（平成18年3月開催）において、金融商品の時価開示が、工事契約・資産の除去債務ともに、第一フェーズの検討項目として追加されている。

#### <検討のポイント>

注記情報としての金融商品の時価開示について、現行の有価証券やデリバティブに加え、実務的に算定が困難な場合を除き、すべての金融商品に開示対象を拡大（貸付金や借入金、長期売掛債権等）するかどうか。

（取り上げる理由）

- ・ 国際的な会計基準とのコンバージェンス
- ・ 証券化の拡大に伴い、原価評価されている金融資産についても時価開示を求めるニーズがあること
- ・ 金利水準が変動する場合には情報価値増加

IAS32/IFRS7・・・すべての金融商品は、時価の見積もりが実務的に困難な場合を除いて公正価値を開示する。貸借対照表との関連性を明示し、帳簿価額と比較できるよう開示する。

米国基準（FAS107、FAS133）・・・すべての金融商品は、時価の見積もりが実務的に困難な場合を除いて公正価値を開示する。貸借対照表との関連性を明示し、帳簿価額と比較できるよう開示する。

日本基準・・・デリバティブ及び有価証券の時価は、種類毎に帳簿価額と比較できる形で開示する。しかしヘッジ会計が適用されているデリバティブ及びそれ以外の金融資産及び金融負債については、帳簿価額および時価の比較開示は要求されていない。

以上